

川口リトルシニア野球協会会則

川口リトルシニア野球協会は、営利団体ではなく、「一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会」（以下「日本協会」という）の一員として、野球を愛好する少年・少女達に野球を正しく指導し、野球を通して体力の向上と規律・礼儀・責任忍耐の精神を養うと共に、協力心・協調心・感謝心を育み、立派な社会人になるために、友情感覚を指導・育成することを主たる目的とする。

第1章 総則

第1条（名称）

本会を「川口リトルシニア野球協会」（以下「川口シニア」という）と呼び、本部を事務局長の居住宅に置く。

第2条（目的）

本会は「日本協会」の目的に則り、野球を通じ少年・少女に強健な体力と健全な精神を養成し、もって、明朗にして思いやりのある有能な社会人に育成することを目的とする。

第2章 活動

第3条（日常練習）

練習・試合等は原則として土曜日・日曜日とする。ただし、監督・助監督の決定によりその他の日も行うことが出来る。

第3章 入会及び会費等

第4条（入会手続き）

本会への入会に際しては、目的に賛同し、次の各号に定める手続きによらなければならない。

1. 父又は母同伴にて、本人面接（実技テストを含む）を実施し、監督・助監督又は事務局長が認めた者に限り入会を許可する。
2. 入会許可を受けた者は、直ちに川口シニア規定のユニフォーム一式を自己負担にて用意すること。
3. 入会許可を受けた者は、別に定める入会金を納めること。
4. 入会許可を受けた者は、1週間以内に所定の書類を用意し、住民票を添えて事務局を通じ会長宛てに提出すること。
5. 父母は、川口シニア父母会に入会し、遠征時の引率支援並びに川口シニアで定める当番・グラウンド整備等の協力を行う。
6. 入会許可を受けた者は、日本協会規定により、障害保険に加入すること。（万一の場合は、加入の保険金にて対応することとし、川口シニアとしては金銭的な負担は行わない。）

第5条（会費）

1. 会費（ボール代、チーム用具代、大会参加費、チーム運営費他）は、別に定める額とする。
2. 会費は、各自で青木信用金庫本店にある「川口リトルシニア野球協会」名義の口座に、毎月末日までに翌月分を振込み納入するものとする。
3. 既納の会費等拠出金は理由の如何を問わず、原則これを返還しない。

第6条（罰則等）

下記の事項に該当する場合は、一定期間の練習停止を命ずる。

1. 勉強を怠る者。
2. 父母の言うことを聞かない者。
3. 無断で練習を休む者。
4. 規律・礼儀等を守れず、チームワークを乱す者。
5. 会長、監督、コーチ及び役員員の指示に逆らう者。
6. 非行に走る者。

第7条（退会指示等）

1. 上記の第6条に度々該当し、反省心・改善心の無い者は退会させる場合がある。
2. 父母が「川口シニア」の運営に、非協力的であったり、会長・役員・監督の指導方針を理解せず、非難したり、チーム内を攪乱したり、反対する場合の他、本団体の名誉を毀損し、趣旨的に反する行為または秩序を乱す行為があった時は、役員会の議決によりその選手・父母に対し、警告・謹慎・出場停止または退会をさせることができる。

第8条（退会手続き）

1. 退会を希望する者は、理由を明記した退会届を事務局を通じ会長宛てに提出すること。
2. 特別な理由なく、会費の納入が3ヶ月以上滞ったとき。

第4章 役員

第9条（役員等）

本会に次の役員等を置く。

1. 役員として、会長1名、副会長数名、幹事、他役員会議により指名された者。
2. 会長の諮問機関として、後援会・顧問を設け、メンバーは役員会議で承認された者とする。

第10条（選任）

1. 役員の選任は、役員会議で決定する。
2. 役員の担務は、役員会議で指定する。
3. 監督及び事務局長が推薦するコーチは役員会議で承認された者とする。
4. 審判は、役員会議で承認された者とする。

第11条（任務）

1. 会長は役員会議を組織し、役員会議の議決に基づいて会の運営に当たり、重要事項を審議決しこれを執行する。

2. 会長は役員会議を代表し、会務を総理する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合その職務を代行する。
4. 副会長不在の場合、事務局長がその職務を代行できるものとする。
5. 各役員は各業務執行に当たる他、リーグの円滑な運営と普及発展を促進させる。
6. 監査担当は、会計担当の業務を監査する。
7. 監督は、当該リーグにおける試合等各種行事の施策運営の総括を行う。
8. 監督不在の場合、助監督がその職務を代行できるものとする。
9. 事務局長はリーグ内事務を総括し、リーグの円滑な運営を促進させる。
10. コーチは監督/助監督を補佐し、監督不在の場合その職務を代行する。
11. 審判に選出された者は、関東連盟主催の審判講習会に参加し、公式審判の認可を受けなければならない。

第12条（任期）

1. 役員の任期は2ヵ年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員の辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。
4. 監督・コーチ・事務局の任期は原則2ヵ年とする。ただし再任は妨げない。
5. 審判の任期は1ヵ年で、更新には審判部にて開催される審判講習会を受講しなければならない。

第13条（解任）

役員並びに事務局・コーチ及び審判が任期中に本会の名誉を毀損し、指導者としてのマナーの欠如、暴力的指導等、川口シニア精神に反したり、主旨目的に反する行動をとった場合は、会長の判断にてその任を解く他、役員会の決議により、これを解任することができる。

第14条（後援会・顧問）

後援会長をはじめとする後援会・顧問のメンバーは、会の重要事項について、会長の諮問に答える。

第5章 会議

第15条（役員会議）

1. 役員会議のメンバーは、役員に加え監督・助監督・事務局長、審判長とする。
2. 役員会議の議題は、下記の決議事項及び重要事項の他、事務局長の提案事項とする。
 - ・ 役員の担務
 - ・ 今後のリーグ運営
 - ・ 川口リトルシニア野球協会会則の改定
 - ・ 会計報告・次期予算（案）の承認
 - ・ 後援会・顧問の承認
 - ・ 監督・コーチ・事務局・審判の承認

- ・ その他リーグ運営に必要な重要事項
3. 役員会議は、会長が招集する。
 4. 役員会議の議長は、事務局長とする。
 5. 役員会議の議決は、出席役員の過半数以上の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第6章 予算・会計・会計監査

第16条（予 算）

1. リーグの収支計画は、事務局長が策定し、会計年度当初に役員会議に附議し、承認を得なければならない。
2. 特別会計（積立金等）予算から支出する場合は、予め使用目的・概算額を役員会議に附議し、承認を得なければならない。

第17条（会 計）

1. 本会の収支決算は、毎会計年度終了後 1 ヶ月以内に会計担当が作成し、役員会議に附議し、承認を得なければならない。
2. 会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終了する。

第18条（会計監査）

監査担当は、必要に応じ随時監査を行う他、収支決算時に監査報告書を役員会議に附議し、承認を得なければならない。

第7章 会則の変更

第19条（会則の変更）

この会則は、役員会議において出席役員の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。

第8章 付 則

第20条（施 行）

この会則は、平成 16 年 11 月より施行する。
この会則は、平成 23 年 11 月より改正施行する。
この会則は、平成 27 年 12 月より改正施行する。